



我孫子市水道局告示第 5 号

令和 7 年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成 2 7 年条例第 1 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年12月27日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古 谷 靖

我孫子市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号により定める額

労務報酬下限額	1, 0 7 6 円（1 時間当たり）
---------	---------------------